



違法ダウンロードに対するインターネット・アクセス制限法制化の動き ～フランスの事例を中心に～

執筆者 KDDI総研 調査1部 海外市場・政策G 研究主査 服部 まや

🕒 記事のポイント

サマリー

近年、著作権侵害コンテンツ対策を強化する国が増加しており、フランスでは2009年にP2Pファイル共有ソフト等を利用した違法ダウンロードを繰り返す者に対しインターネットへのアクセス制限を規定する法律（通称HADOPI法）が制定され、話題となった。

HADOPI法は、3段階にわたる手続きでインターネットへのアクセスを制限するもので、「スリーストライク（三振）法」とも呼ばれている。同法では、法律の通称ともなっている独立監督機関「HADOPI」を設立するとともに、修正法に基づき、司法（裁判官）の命令によりアクセス停止措置を実施することを規定している。

HADOPI法は、著作権保護に重点を置く施策であるが、インターネットへの自由なアクセスを国民の基本的権利とする考え方との対立により、その妥当性についてフランス国内のみならずEU内でも激しい議論が展開された。特に、アクセス制限実施前の司法の関与を確保することができるかどうか、大きな論点となった。

2009年12月に発効したEUの新たな通信規制枠組（Telecom Reform Package）では、インターネットのアクセス権に関する「新インターネットの自由条項」が盛り込まれ、インターネットへのアクセス停止措置を取る場合には、市民の基本的権利や自由を尊重すること、無罪の推定原則とプライバシーの権利を尊重すること、事前に聴聞等の公正・公平な手続きと効果的かつ適時の司法審査を受ける権利を保証することが規定されている。

本稿では、フランスHADOPI法の概要と特徴、法律制定までの背景や経緯等を紹介するとともに、課題について考察する。またインターネットのアクセス制限法制化をめぐるEUにおける議論やその他の国々における著作権侵害コンテンツに対する規制状況についても触れる。

主な登場者 フランス政府 HADOPI 欧州議会 欧州委員会

キーワード 著作権侵害 P2Pファイル共有 違法ダウンロード スリーストライク法

地域 フランス 欧州

Title	Recent Trends in Legislation Limiting Internet Access for Illegal Downloads: Focusing on the Case of France.
Author	HATTORI, Maya Analyst, Foreign Market & Policy Group, KDDI Research Institute
Abstract	<p>In recent years many nations have made a concerted effort to strengthen anti-piracy measures for digital content. One prominent example has been the controversial adoption of the so-called "HADOPI Law" in France in 2009, that allows for the temporary suspension of Internet access for users that have repeatedly illegally downloaded content using P2P file sharing software. The HADOPI Law, also known as the "Three Strikes Law", restricts Internet access under a three-step procedure of warnings leading to suspension. The law stipulates the establishment of a new independent supervisory authority "HADOPI", which gives its name to the law, and under the revised version of the law, Internet access will be cut off by a judicial order.</p> <p>The HADOPI Law focuses on copyright protection and opposes the idea that free Internet access is a fundamental right for people, and this instigated fierce arguments over the law's validity, not only in France but also within the EU. A particular point of contention was whether it is appropriate or not to secure judicial involvement before implementing a suspension of Internet access. The EU's new Telecom Reform Package, which entered into force in December 2009, contains a "New Internet Freedom Provision" concerning the right to Internet access, and the cessation of Internet access. This provision is designed to respect the fundamental rights and freedoms of citizens; to value the presumption of innocence and the right to privacy; to ensure entitlement to fair and impartial procedure, including the right to be heard; and to have the right to an effective and timely judicial review.</p> <p>This article introduces the outline and the features of France's HADOPI Law, describes the background and the legislative process, and also considers its obstacles. In addition, this paper considers debates over the legislation of Internet access blocking in the EU, and the regulatory conditions being employed against pirated content in other countries.</p>
Keyword	HADOPI, European Parliament, European Commission, Copyright Piracy, P2P, Three Strikes Law, France

1 フランスにおける著作権法改正の動き～DADVSI法からHADOPI法制定まで～

はじめに、HADOPI法が制定されるまでの背景として、最近のフランスにおける著作権法改正の動きを見ていくこととする。

なお、フランスの著作権が規定される法律は、正式には「知的財産法典 (Code de la propriété intellectuelle)」であるが、以下、本稿では「著作権法」と呼ぶ。

1 - 1 DADVSI法による著作権法の改正 (2006年)

1 - 1 - 1 DADVSI法とは

「DADVSI法^①」は、フランスにおいて、EUの「情報化社会指令^②」を国内法化するために制定された法律である。EU加盟国は上記指令を2002年12月までに国内法化することが義務付けられていたが、ほとんどの国では期限より遅れて2003年から2005年にかけて国内法の整備が進められた。フランスでは他の国々よりも国内法化がさらに遅れていたが、2006年6月ようやくDADVSI法が成立し、同年8月に施行された。

DADVSI法は、米国の「デジタルミレニアム著作権法」(1998年成立、2000年施行)と同様、時代に即した形で著作権法を改正し、特にデジタルコンテンツの著作権を保護することを主目的にしている。



① (脚注1)

DADVSI法の正式名称は「Loi n° 2006-961 du 1 août 2006 relative au droit d'auteur et aux droits voisins dans la société de l'information (情報化社会における著作権および隣接著作権に関する2006年8月1日付法律第2006-961号)」

② (脚注2)

「DIRECTIVE 2001/29/EC OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 22 May 2001 on the harmonisation of certain aspects of copyright and related rights in the information society (情報化社会における著作権および関連権の一定の側面のハーモナイゼーションに関する欧州議会およびEU理事会指令)」

本指令はWIPO (世界知的所有権機関) の著作権条約等を域内に適用する目的で、2001年5月に採択された。

1 - 1 - 2 DADVSI法のポイント

DADVSI法は、前項で述べたようにEUの指令を国内法化するための法律であるが、法案の提出から施行までに3年近い月日を要し、幾度もの修正が重ねられた結果、フランス独自の条項を含むものとなっている。

DADVSI法のポイントとして、DRM (Digital Rights Management : デジタル著作権管理) などの技術的保護措置の管理およびP2Pソフトウェアによるファイル共有に関する規定があげられる。また、著作権の例外の範囲も拡大されている^{☞(脚注1)}。

DRMの保護と相互運用性の確保

- ・ DRMの回避行為を犯罪とし罰則を課した(【図表1】参照)。
- ・ DRMの相互運用性の確保
DRMの相互運用性に関する諸規定^{☞(脚注2)}が盛り込まれるとともに、相互運用性の実現を監督するための独立機関「技術的措置規制機関 (Autorité de Régulation des Mesures Techniques : ARMT)」の設立を規定した。

P2Pによる違法ダウンロードの禁止

成立時のDADVSI法では、P2Pファイル交換ソフトウェアなどを利用した違



☞(脚注1)

フランスの著作権法(知的財産法典)では、著作権の例外として私的複製などが規定されているが、DADVSI法に基づき著作権の例外の範囲が拡大され、教育・研究目的での複製(適切な報酬の支払いが条件)、公共図書館・美術館等での資料保存、障がい者向け施設での複製、キャッシュメモリでの一時的保存なども認められるようになった。著作権で保護されたコンテンツの私的複製に対しては、デジタルコンテンツを保存可能な各種空メディア(CD、DVD、USB、MP3プレイヤー等)への課税という形で、著作権者への報酬が支払われる。

☞(脚注2)

相互運用性確保に関する条項については、Apple社のiPodとiTuneを対象にしているとして、米英から批判を浴び、DADVSI法を「iPod法」や「iTune DRM公開法」と呼ぶメディアもあった。

修正の結果、施行されたDADVSI法では、相互運用性に関する条項は当初の法案よりも緩和された形となり、相互運用性の確保に必要なDRM情報の開示が義務付けられたものの、情報の開示がDRMのセキュリティや効率に重大な問題を及ぼす可能性を証明できた場合には公開を拒否できるとも規定している。

法なダウンロードおよびアップロードに関して「段階的」な処罰で対処することとし、P2Pソフトウェアを利用して違法なダウンロードを行ったユーザーには、比較的軽い罰金刑を課すことが規定されていた。

しかし、次項で述べるように、この条項は憲法院^{☞(脚注)}により違憲とされ、最終的に施行されたDADVSI法では削除されたため、P2Pを利用した違法ダウンロードについても他の著作権侵害の場合と同様な罰則が適用されることとなった(【図表1】参照)。

また、DADVSI法により、インターネット・ユーザーは、自分のインターネット・アクセスが著作権を侵害するコンテンツの伝送のために利用されないよう監視する義務がある(フィルタリング等の導入義務)とされたが、これに関する罰則は規定されなかった。

【図表1】DADVSI法により規定された著作権侵害行為に対する罰則
(DRM保護および違法ダウンロード関連を一部抜粋)

違反の内容	罰則
事情を承知の上、研究以外の目的でDRMを回避する行為	3750ユーロ(約47万3925円 ^{☞(換算率)})の罰金
事情を承知の上、DRM回避手段を他人に直接的・間接的に提供または提案する行為	6ヶ月の懲役および3万ユーロ(約379万1400円)の罰金
著作物または保護対象を公衆の利用に提供することを明らかな目的とするソフトウェアを、承知の上で、開発、公開、宣伝する行為	3年の懲役および30万ユーロ(約3791万4000円)の罰金
著作権を侵害しているコンテンツを、承知の上で、ダウンロードし、配布し、あるいは公表する行為	6ヶ月の懲役および3万ユーロ(約379万1400円)の罰金

(仏著作権法をもとにKDDI総研作成)



☞(脚注)

憲法院(Conseil constitutionnel)は、国会で成立した後、大統領の審署(=署名)の前に、法律の合憲性について審査を行う機関。

☞(換算率)

1ユーロ = 126.38円(2010年4月1日東京市場TTMレート)

1 - 2 さらなる対応の必要性～新法の制定へ向けた動き

1 - 2 - 1 憲法院による違憲判断

DADVSI法の違憲性に関する訴えに対し、2006年7月、憲法院は、DADVSI法の条文のうち幾つかを違憲と判断した^{☞(脚注1)}。

中でもP2Pによる私的ダウンロードに関する規定(DADVSI法案第24条)は、P2Pファイル交換ソフトを利用した著作物のダウンロードおよびアップロードを「違警罪(contravention)^{☞(脚注2)}」としていたが、他のオンライン通信手段(=インターネット)を利用した同様の行為については「偽造罪(délits de contrefaçon)」であることから、刑法上の平等原則に違反しており違憲であるとしたため、当該条項全体が削除された。

1 - 2 - 2 新たな違法ダウンロード対策法の検討

フランス文化・コミュニケーション省によれば、2006年のフランスにおける違法ダウンロード件数は年間10億件以上にのぼり、それに伴って過去5年間の音楽産業の売上は半減し、雇用にも影響するなど、音楽・映画産業等が蒙る被害が甚大となっているため、緊急に対策が必要であるとされた。



☞(脚注1)

2006年7月27日付憲法院決定第2006-540号(Décision n° 2006-540 DC du 27 juillet 2006)
(<http://www.conseil-constitutionnel.fr/conseil-constitutionnel/francais/les-decisions/accus-par-date/decisions-depuis-1959/2006/2006-540-dc/decision-n-2006-540-dc-du-27-juliet-2006.1011.html>)

☞(脚注2)

フランスでは、犯罪は、法定刑により、重罪(crime)、軽罪(delit)および違警罪(contravention)に分けられている。重罪は、無期又は10年以上30年以下の有期の懲役又は禁錮等が科せられる犯罪であり、軽罪は、10年以下の拘禁刑、罰金、公民研修(stage de citoyennete)、公益奉仕労働等が科せられる犯罪であり、違警罪は、罰金等が科せられる犯罪である(なお、違警罪は、罰金の額により、更に第1級から第5級までに分けられる)。成人の場合、この犯罪の3区分に応じて刑事手続が異なり、判決手続を担当する裁判所も異なる。(出典：平成17年度版 犯罪白書)

前項で述べたように、2006年のDADVSI法による著作権法改正では、P2Pファイル共有に対する段階的処罰は導入されなかったため、P2Pを利用した違法なダウンロードについても他の著作権侵害行為と同様に取り扱われていた。そこで政府は、憲法院の判断を考慮に入れつつ、違法ダウンロードを抑制し合法的ダウンロードを促進するため新たな法案を検討することとした。

そこで、Nicolas Sarkozy大統領の指示を受けた当時のChristine Albanel文化・コミュニケーション大臣は、2007年9月、違法ダウンロード対策を検討するための調査委員会を立上げ、委員長に当時のFNAC会長Denis Olivennes氏を任命した（FNACは音楽CD・書籍・家電などの大規模小売店チェーン）。

2007年11月、上記調査委員会は大臣に報告書（Olivennesレポート）を提出した。これと並行して、政府は、著作権保持者、音楽産業、映画産業、その他の視聴覚産業、ISP等合計45団体の間で違法ダウンロード対策に関する「エリゼ合意（Accords de L'Elysée）」を取りまとめた。

Olivennesレポートでは、違法ダウンロード者に対する警告メッセージの送付、再犯者のインターネット接続停止、独立監視機関の設置等を提案した。これが「HADOPI法」（次項参照）の原型となっており、2008年6月、Olivennesレポートに基づいた違法ダウンロード対策法案が閣議に提出された。

【図表2】「エリゼ合意」の署名者とChristine Albanel大臣（前列中央）、調査委員会のDenis Olivennes委員長（前列中央右）



（文化・コミュニケーション省のサイトより）

2 HADOPI法の制定～新たな違法ダウンロード対策法～

2 - 1 HADOPI法とは

「HADOPI法」は、「創造とインターネット (Création et Internet) 法」とも呼ばれ、正式名称は、「インターネットにおける創造物の頒布と保護を促進する2009年6月12日の法律第2009-669号^④(脚注)」である。具体的には、著作権法(知的財産法典)のほか、映画産業法、デジタル経済信頼法、電子通信法典など関連法律を改正するための法律であるが、特に違法ダウンロード対策に焦点を当てている点が特徴である。

「HADOPI」とは、この法律に基づいて設置される独立行政機関「HADOPI(Haute Autorité pour la diffusion des oeuvres et la protection des droits sur internet : インターネットにおける著作物の頒布および権利保護のための高等機関)」のことであり、この機関の名称が法律の通称となっている。

HADOPI法は紆余曲折を経て2009年5月13日に国会で可決されたが、違憲性が主張され、憲法院に付託された。同年6月10日、憲法院はHADOPI法の一部を違憲と判断した(P9参照)。そのため、違憲と判断された条項を削除した法律が、同年6月13日に公布された。その後、2009年10月に、違憲部分を修正した法律が制定された。

2 - 2 HADOPI法の主要目的と位置付け

HADOPI法は、フランス著作権法で規定される著作権・著作隣接権を侵害する違法なP2Pファイル共有に対する制裁措置を定めることを主要目的としている。この措置の対象はインターネット接続の「契約者」である。

この法律は違法なダウンロードやファイル共有に対する既存の著作権侵害行為に対する罰則(【図表1】参照)を置き換えるものではなく、これと並行して補完的にとられる措置を定めている。



④(脚注)

「LOI n° 2009-669 du 12 juin 2009 favorisant la diffusion et la protection de la création sur internet」: 2009年6月13日付官報第135号で公布された。

2 - 3 違法ダウンロードの監視機関「HADOPI」の創設

HADOPI法に基づき、独立行政機関「HADOPI」が創設される。「HADOPI」は、2006年制定のDADVSI法により設立された「技術的措置規制機関（ARMT）」（P3参照）を代替するもので、以下の業務を行う。

- (1) DRMの相互運用性の監督
- (2) 著作権、インターネット上のプライバシー、オンライン購入等についての調査
- (3) インターネット上の著作権に関するネットユーザーの法令遵守の監視 等

2 - 4 「スリーストライク法」としてのアプローチ

HADOPI法は、違法なダウンロードおよびファイル共有に対して、以下のとおり3段階にわたる措置でインターネットへのアクセスを制限することから、「スリーストライク（三振）法^{☞（脚注）}」とも呼ばれる。

第1段階：電子メールによる警告

- HADOPIが、違法ダウンロードに関係するインターネット契約者（*）に警告の電子メールを送付

* IPアドレスで特定。HADOPIはインターネット接続事業者に当該契約者に関する情報提供（氏名、住所、電子メールアドレス、電話番号等）を要請

第2段階：書面による警告

- 2回目の違反に対しHADOPIがインターネットの契約者に配達証明により警告状を送付



☞（脚注）

「スリーストライク（三振）法」、あるいは「スリーストライク（三振）ルール」は、もともとは1990年代に米国で州法として成立した法律で、当初は「重罪の前科が2回以上ある者が3回目の有罪判決を受けた場合、その者は犯した罪の種類にかかわらず終身刑となる」という立法であった（参考：Wikipedia）。

近年では、「インターネット上で違法なダウンロード/アップロードを繰り返す者に対し、2回の警告にも関わらず、再度、著作権侵害行為を行った場合に、インターネット・アクセスを停止する」という法律を指すようになった。

なお、野球が盛んではないフランスでは、この「スリーストライク法」という表現はあまり使われていない。

第3段階：インターネット・アクセスの停止

- 3回目の違反があった場合はHADOPIがインターネット・アクセスの一時停止（3ヶ月～1年以内）勧告を発出（司法の関与による*）
（ただし一時停止期間中でもISPへの支払い義務はある）

* 本条項に関しては、次項に述べるように、当初の法案ではHADOPIが一時停止命令を出すと言われていた。しかし行政機関のHADOPIがアクセス停止を命ずることは違憲と判断され、2009年10月の修正法（通称「HADOPI2」）に基づき、HADOPIは勧告書を出すのみで、司法機関が制裁を命ずることとされた。

- 違法ダウンロード者は同時に「ブラックリスト」化され、当該期間中は他のISPとも契約できない。

3 HADOPI法の違憲性判断と第2 HADOPI法（HADOPI 2）の制定

3 - 1 HADOPI法（2009年5月成立時）の違憲性

HADOPI法は2009年5月13日にフランス議会で成立したが、多くの議員がHADOPI法の違憲性を訴え、2009年5月19日に憲法院に付託された。2009年6月10日、憲法院の判断が下され、HADOPI法において、行政機関であるHADOPIがインターネット・アクセスの停止を認めるとした条項を違憲とした。

憲法院の判断^{（脚注）}は次のとおりである。

- ・ 思考や意見の自由なコミュニケーションは、個人の最も重要な権利である。
- ・ オンライン上の公共的なコミュニケーションサービスの発展を考えた場合、民主的な生活への参加や思想・意見の表現におけるこうしたサービスの重要性に鑑みれば、この重要な権利には、こうしたサービスへの自由なアクセスが含まれる。



（脚注）

2009年6月10日付憲法院決定第2009-580号（Décision n° 2009-580 DC du 10 juin 2009）
（<http://www.conseil-constitutionnel.fr/conseil-constitutionnel/francais/les-decisions/2009/decisions-par-date/2009/2009-580-dc/decision-n-2009-580-dc-du-10-juin-2009.42666.html>）

- ・ 1789年フランス人権宣言第11条で謳われている自由の精神に鑑みれば、議会は、著作権や著作隣接権を保護する目的であっても、行政機関に対して（インターネット・アクセスを制限したりブロックしたりする）権限を与えることはできない。
- ・ HADOPI法により修正された著作権法L331-38条は、フランス人権宣言第9条に規定された「無罪の推定」から立証責任を移すことにつながる。

【参考】フランス人権宣言（抜粋）

第9条（無罪の推定）

何人も、有罪と宣告されるまでは無罪と推定される。ゆえに、逮捕が不可欠と判断された場合でも、その身柄の確保にとって不必要に厳しい強制は、すべて、法律によって厳重に抑止されなければならない。

第11条（表現の自由）

思想および意見の自由な伝達は、人の最も貴重な権利の一つである。したがって、すべての市民は、法律によって定められた場合にその自由の濫用について責任を負うほかは、自由に、話し、書き、印刷することができる。

（出典： <http://www.cc.matsuyama-u.ac.jp/~tamura/furannsujiinnkennsenngenn.htm>）

3 - 2 第2HADOPI法（HADOPI 2）の制定

憲法院の判断に基づき違憲とされた部分を削除した上で、HADOPI法は2009年6月12日付法律として制定され、翌6月13日付官報にて公布された。

政府は引き続き、HADOPI法で違憲とされた部分を修正・補完する法案を策定し、国会での審議を経て、2009年9月22日、通称「第2HADOPI法（HADOPI 2）」が成立した。

第2HADOPI法では、当初のHADOPI法（2009年6月）では削除されたインターネット・アクセス停止に関する条項が規定された。インターネット・アクセス停止については著作権侵害罪の付加罪として位置付けられ、HADOPIは勧告を送付する役割を持つのみで、処罰の決定は司法機関（裁判所）が行うこととされた。

第2HADOPI法についても野党から違憲性が主張され、憲法院の審議に付託された

が、憲法院は、2009年10月22日、その大部分を合憲と判断した（著作権者による損害賠償請求手続きを規定した第6条を除く）^④（脚注）。

2009年10月28日、第2HADOPI法（正式名称は「インターネットにおける著作権の刑事上の保護に関する2009年10月28日の法律第2009-1311号」）が制定され、翌10月29日に公布された。

4 HADOPI法の問題点

4 - 1 運用上の諸問題

HADOPI法（第2HADOPI法を含む）の運用に関しては、次のような様々な問題点が指摘されている。

- ・違法ダウンロードを探知するメカニズム／ツールが明確ではない。
- ・警告メールは、問題となるダウンロードの日時を明示するが、原告や情報源は明示されない。
- ・警告メールから6ヶ月以内に再び著作権侵害行為があった場合に送付される勧告には、違反行為の日時は記載されるが、侵害されたとする著作物の内容は示されない（ 勧告の名宛人が希望すればその詳細を得られるように、HADOPI内の担当組織の住所、電話番号、メールアドレスの連絡先などが記載される）。
- ・警告メール送信後、ISPは、当該契約者のインターネット接続をモニターするよう求められる（ 通信の秘密との関連性）。
- ・更に、ISPは、当該契約者に対して、違法ダウンロードを防止するソフトウェアのインストールを案内しなければならない。
- ・インターネット・アクセスを停止されたユーザーは、P2Pのみならず、Web検索、



^④（脚注）

2009年10月22日付憲法院決定第2009-590号（ Décision n° 2009-590 DC du 22 octobre 2009 ）

（ <http://www.conseil-constitutionnel.fr/conseil-constitutionnel/francais/les-decisions/acces-par-date/decisions-depuis-1959/2009/2009-590-dc/decision-n-2009-590-dc-du-22-octobre-2009.45986.html> ）

メール等も利用できない。

- ・トリプルプレイ（インターネット、電話、TV）サービス利用の場合、当該停止は、インターネット・アクセスのみを対象とし、ISPは電話やTVに影響を与えてはいけない。
- ・停止措置後、当該契約者はブラックリストに載り、他のISPは、当該契約者に対して代替的なインターネット接続を提供することは認められない。
- ・停止期間中も、ISPに対する利用料の支払い義務は発生する。
- ・HADOPI法は、インターネット接続が、複数の個人で共有されることを考慮していない。したがって、他の悪意のある利用者により、善良な契約者がインターネット利用契約を失うこともありうる。
- ・また、法人と個人も区別していないため、従業員による違法ダウンロードによって法人の利用が停止されることもある。法人によるこの予防については、従業員を、雇用主による違法な監視から守るフランスのデータ保護法の規定との調整が必要となる。

4 - 2 法律の施行に向けて～HADOPIは発足したが、警告メールの送付はこれから～

2009年6月にHADOPI法が、2009年10月には修正法である第2HADOPI法が公布されたものの、手続き上の問題から、法律の運用は当初の予定（2009年11月までに監督機関「HADOPI」を設立、2010年1月に法律施行）よりも遅れている^④（脚注）。

「HADOPI」に関しては、2009年12月26日にHADOPIのメンバー任命に関するデクレ（政令）が、次いで同年12月31日にHADOPIの組織に関する政令が公布された。年が明けて2010年1月8日、HADOPIは正式に発足し、総裁には、Marie-Françoise



④（脚注）

法律の施行に必要な政令のうち、CNIL（情報処理と自由に関する全国委員会：個人データ保護に関する独立行政機関）の意見が示されていないものがあったため。

（出典：2009年12月23日付PCINpact誌記事等

（<http://www.pcinpact.com/actu/news/54682-hadopi-cnii-avis-blocage-decrets.htm>）

MARAIS氏（破毀院顧問）が任命された^④（出典）。

また、2010年3月7日には、違法ダウンロードをしたと見なされる者の個人情報の管理に関する政令が公布された。この政令により、違法ダウンロードの日時、IPアドレス、違反者の氏名、住所、メールアドレス等の情報がHADOPI内の権利保護委員会により収集され、最低2ヶ月間保存されること、警告メールが送付された場合、当該データの保存期間は最大20ヶ月となることが規定された。なお、警告メールの送付は2010年5月末時点でまだ行われておらず、6月以降になる可能性も報道されている^⑤（脚注）。

【図表3】HADOPIの発足時メンバー



（演壇上、向かって右が総裁のMarie-Françoise MARAIS氏、左はFrédéric Mitterrand文化・コミュニケーション大臣）（文化・コミュニケーション省のサイトより）



^④（出典）

2010年1月8日付けの文化・コミュニケーション省プレスリリース

（<http://www.culture.gouv.fr/mcc/Espace-Presse/Communiqués/Frederic-Mitterrand-ministre-de-la-Culture-et-de-la-Communication-installe-la-Haute-Autorite-pour-la-diffusion-des-oeuvres-et-la-protection-des-droits-sur-Internet-HADOPI>）

^⑤（脚注）

警告メールの送付開始は2010年6月21日に開催される音楽祭（Fête de la Musique）の前後になるとの報道がある。なお、フランス政府は、音楽祭に合わせて、若者向け「音楽ダウンロードカード」の提供を開始する予定である。このカードは違法ダウンロードを抑制し有料ダウンロードを促進するための施策の1つとして導入されるもので、年間50ユーロまでのダウンロードが可能で、国がダウンロード費用の半額を負担するとしているが、詳細については検討中である。

5 欧州各国における著作権侵害コンテンツに対する規制状況

5 - 1 EUにおける議論

EUの通信規制改革パッケージ（Telecom Reform Package）の制定に至る議論において、著作権侵害行為に対するインターネット・アクセス制限の是非が、大きな争点となった。論点は、フランスにおける合憲性の論点と同様に、EUにおいても、司法の介入や聴聞がないままインターネット・アクセスを停止することは、EUで定める基本的権利を侵害するのではないか、という点である。

長期にわたる議論の結果、2009年11月、EU理事会、欧州議会および欧州委員会は、「最終妥協案」で合意し、2009年12月に新たな指令等が発効した。この新たな通信規制改革パッケージには、市民の基本的権利や自由の尊重、無罪の推定、適時・適切な司法の関与が規定された「新インターネットの自由条項（new Internet Freedom Provision）」（下記参照）が盛り込まれている。

【参考】新インターネットの自由条項（new Internet Freedom Provision）

「加盟国は、エンドユーザーの通信網を介したサービスおよびアプリケーションへのアクセス、あるいはその利用に関して、いかなる措置をとる場合も、EU基本権憲章（人権と基本的自由のための欧州憲章）および共同体法の一般原則により保障されている自然人の基本的権利と自由を尊重しなければならない。

エンドユーザーの通信網を介したサービスおよびアプリケーションへのアクセス、あるいはその利用に関して、基本的権利と自由を制限する措置は、民主的社会において、適切かつバランスがとれ、また必要性のあるときに限り、適用されるものとする。また、その実施に関しては、EU基本権憲章および共同体法の一般原則に則り、適切な手続により保護されるべきであり、これには司法による保護や適正な手続の実施が含まれる。

従って、無罪推定の原則とプライバシーの権利を尊重した場合に限り、これらの措置をとることができる。EU基本権憲章に則り、緊急性が十分に確認された場合には、適切な条件と手続の準備の必要性に従って、関係者の聴聞等を含む事前の公正・公平な手続が保証されなければならない。効果的かつ適時の司法審査の権利が保証されなければならない。」

（EUの新枠組指令に第1条(3)として挿入されている）

（欧州委員会プレスリリースをもとにKDDI総研作成）

EUとフランスにおけるインターネット・アクセス制限法関連の経緯は【図表4】のとおりである。

【図表4】フランスおよびEUにおけるインターネット・アクセス制限法関連の経緯

フランスの動き		EUの動き	
2006年6月	DADVSI法の採択		
2006年7月	憲法院がDADVSI法の主要な部分を違憲と判断		
2007年11月	Olivennesレポート		
2008年6月	HADOPI法案の閣議提出(緊急審議)	2008年4月	欧州議会において、EU加盟国にインターネットアクセスを制限する法律を採択しないよう求めた決議を採択(拘束力なし)
		2008年9月	欧州議会はEU通信改革案の修正第138条(司法判断を必要とするもの)を承認
		2008年11月	フランス政府(当時のEU議長国)が、EU理事会に送付する文書から修正第138条を撤回
		2009年4月	EU理事会は司法の介入を必要としない「妥協案」を承認
2009年5月	HADOPI法が成立	2009年5月	欧州議会は修正第138条を支持(「妥協案」を否決)
2009年6月	憲法院がHADOPI法の一部を違憲と判断	2009年6月	EU理事会が修正第138条を否決、EU通信改革案は宙に浮いた状態となる
2009年9月	第2HADOPI法が成立		
2009年10月	憲法院が第2HADOPI法を承認(第6条を除く)	2009年11月	欧州議会、欧州委員会、EU理事会が最終妥協案(効果的な防止手段を取ること)(司法判断を含む)で合意
		2009年12月	通信改革パッケージ公布(12月18日)、指令はEU法として発効
2010年1月	HADOPIの発足		

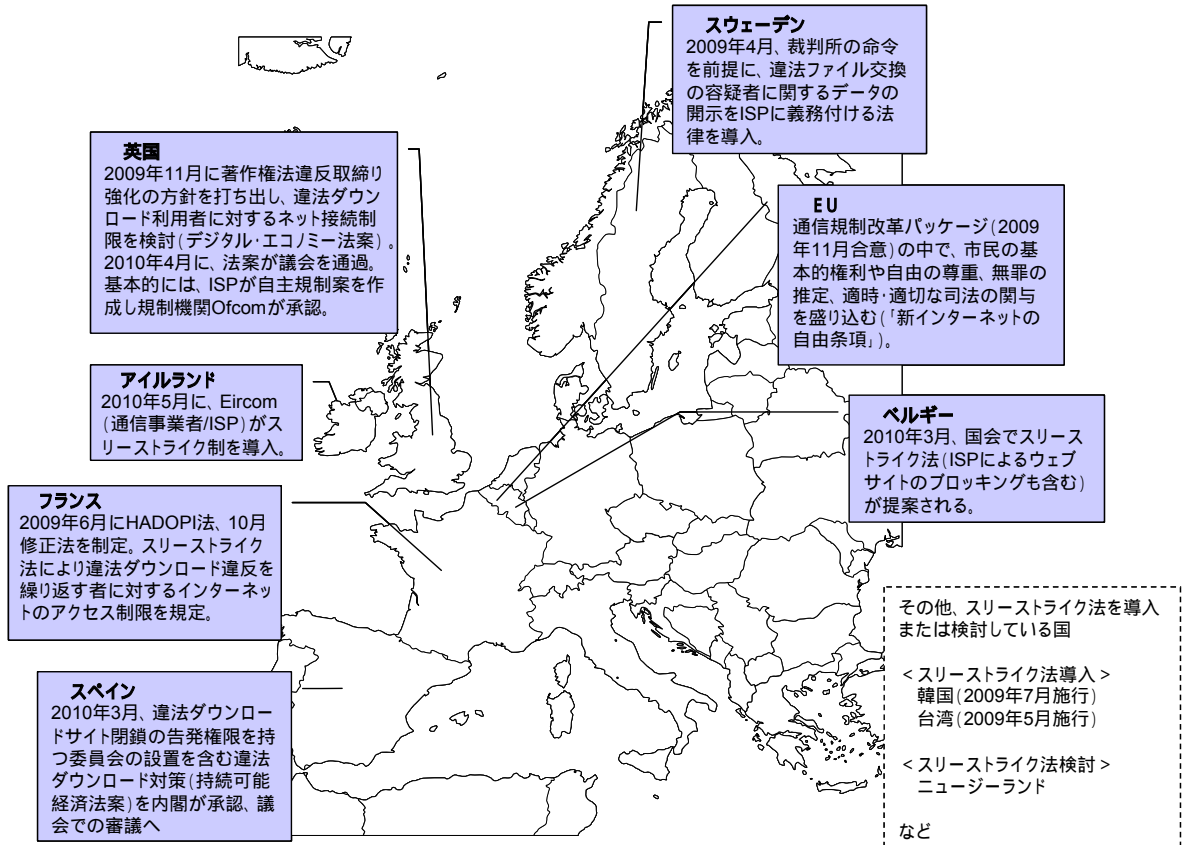
(各種資料によりKDDI総研作成)

5 - 2 欧州各国における著作権侵害コンテンツの規制状況

欧州では、インターネット上の著作権侵害行為に対して強固な姿勢をとる国が増加している。すでにHADOPI法が制定されたフランスのほか、英国、ベルギーなどでインターネット・アクセス制限を含む違法ダウンロード対策を検討している。また、韓国や台湾など欧州以外の国でも同様な対策の導入・検討が行われている。

欧州各国における規制状況を【図表5】に示す。

【図表5】欧州各国における著作権侵害コンテンツの規制状況



(各種資料によりKDDI総研作成)

6 HADOPI法の課題

HADOPI法のポイントと課題は以下のようにまとめることができる。

HADOPI法の特徴

- ・P2Pソフトウェア等を利用して違法ダウンロードを行ったユーザーに対する制裁措置を規定
- ・違法ダウンロードを繰り返すユーザーに対して3段階にわたる措置でインターネット・アクセスを強制的に停止(「スリー ストライク法」)
- ・最終的な判断は司法機関が行う

HADOPI法の問題点

- ・IPアドレスを利用した違反ダウンロード者の特定

個人情報の取扱いに問題はないのか？

・インターネット接続の契約者を対象とした制裁措置

インターネット契約者とユーザーが必ずしも一致しないネットカフェや企業での利用ではどうなるのか？

・「無罪の推定原則」との整合性

HADOPI法はフランス民法で規定する「無罪の推定」に反する（反論の機会が与えられない）ものであり、今後訴訟が起こされる可能性がある。

第2HADOPI法により、違法ダウンロード者に対するインターネット・アクセス停止措置の前に、裁判官の関与が確保されたが、司法の関与は限定されている（裁判官は、被疑者が聴聞等の機会を与えられることなく裁判所命令を出すことになる）。

EUの新インターネット自由条項（P14参照）は、「無罪の推定」を前提としている。

今後に向けた課題

・HADOPI法の違法ダウンロード抑止効果

P2Pによる違法ダウンロードに限定されているため、効果については疑問視されている。

最近の研究結果では、HADOPI法成立後も著作権侵害行為は増加し、P2Pソフトの利用は減ったが違法ストリーミングやサーバーからのダウンロードなどの違法行為はやや増加したという^④（脚注）。

HADOPI法は、対面して著作物を直接交換するケース（ディスクやUSBにより、あるいはBluetoothなどの技術を利用）についてはカバーしていない。

・法律の施行に伴う運用費用が予測できない（1億ユーロに達するとの推定もある）



④（脚注）

2010年3月10日発表のRennes第1大学がまとめた調査結果による。
(<http://www.univ-rennes1.fr/themes/actualites/uneActualite/?contentId=49275>)

執筆者コメント

本稿で見てきたように、フランスのHADOPI法を代表例とする違法ダウンロード対策をめぐる議論は、「著作権者の権利」、「利用者のアクセス権」、「ISPの責任」といった争点を浮き彫りにしたと言えるだろう。

一方、日本でも2010年1月に著作権法が改正され、違法にアップロードされたものと知っている場合のダウンロードが違法化されたが、罰則は規定されていない。これも様々な問題を踏まえた現実的な措置と考えられる。

政府はインターネット上での違法ダウンロード取締り対策強化の姿勢を示している。具体的には、知的財産戦略本部に作業部会^④(脚注)を設置し、ISPに海賊版の「自動検出技術」義務付けや、インターネット・アクセス停止措置なども検討している^⑤(出典)。この作業部会の中間報告書(「インターネット上の著作権侵害コンテンツ対策について：中間とりまとめ」平成22年3月24日)では、本稿でも説明したようにフランスの事例が示され、欧州各国における制度検討が進んでいることが紹介されている。さらには、「知的財産推進計画2010骨子」(平成22年3月30日 知的財産戦略本部)では、詳細施策として「プロバイダによる侵害対策措置の促進」が唱えられている。

インターネット上のデジタルコンテンツに対する著作権侵害はますます大きな問題となっており、違法ダウンロードに対する規制強化の傾向は世界各国で大きな流れとなっている。今後も、フランスにおけるHADOPI法の運用状況や英国における検討状況など、諸外国における違法ダウンロード対策の動向を注視していく必要があるだろう。「2010年度中に結論を得る」とされている日本においても、権利者側からは、スリーストライク的なISP利用の停止措置を含む対応が求められるが、通信の秘密の保護との整合を計るプロバイダ責任制限法との調整が必要と認識されており、2010年度中の検討動向に着目する必要がある。



④(脚注)

知的財産戦略本部 コンテンツ強化専門調査会 インターネット上の著作権侵害コンテンツ対策に関するWG

⑤(出典)

2010年2月10日付日本経済新聞(夕刊)記事「ネット化遺族版 対策を強化」

📖 出典・参考文献

- ・“ France - Study on recent legislation against downloading of illegal, copyrighted and/or unauthorized content ”
(Bingham McCutchen LLP; 2009年11月24日)
 - ・文化・コミュニケーション省のHADOPI法に関するサイト
(<http://www.culture.gouv.fr/mcc/Actualites/Dossiers/Projet-de-loi-Creation-et-internet-dossier-complet>)
 - ・Legifrance (法律の条文)
(<http://www.legifrance.gouv.fr/>)
 - ・憲法院 (Conseil Constitutionnel) のサイト
(<http://www.conseil-constitutionnel.fr>)
 - ・社団法人著作権情報センター 外国著作権法令集 (フランス) (2009年1月更新) (<http://www.cric.or.jp/gaikoku/france/france.html>)
 - ・欧州委員会の通信規制改革パッケージに関するサイト
(http://ec.europa.eu/information_society/policy/ecommm/tomorrow/index_en.htm)
 - ・欧州委員会プレスリリース
(IP/09/1812、IP/09/1966等)
- その他、各種現地誌記事等



【執筆者プロフィール】

氏名：服部 まや（はっとり まや）

所属：調査1部 海外市場・政策グループ

専門：欧米を中心とした諸外国の情報通信制度・政策および通信市場に関する調査研究

最近の主な調査レポート：

- ・ France Télécom のアフリカ進出動向（KDDI総研 R&A 2009年11月号）
- ・ 欧米のFMCサービスの動向（KDDI総研 R&A 2009年2月号）
- ・ スペインにおけるMVNOの参入動向（KDDI総研 R&A 2007年9月号）
- ・ 世界のFMC動向シリーズ No.4（フランス）～ France Télécomなど数社が「ワンフォンサービスを開始、SFRは「ホームゾーン」サービスの提供へ～（KDDI総研 R&A 2006年12月第2号）
- ・ フランスのMVNO～多様な企業が次々と新規参入～（KDDI総研 R&A 2006年11月第1号）
- ・ France Telecom、コンバージェンスサービス提供へ向けてサービスブランドを「Orange」に統一（KDDI総研 R&A 2006年8月第2号）
- ・ 世界のFMC動向シリーズ No.1（英国）～ BT Fusionの最近の動向～（KDDI総研 R&A 2006年7月第1号）